

ダメ!!

不法投棄や違法焼却は

犯罪です!!

(1) 不法投棄

廃棄物処理法では、「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定され、**不法投棄を禁止**しています。

「みだり」とは、社会通念上許容されない行為とされ、清掃工場であっても、自分の土地であっても、ルールに従わない方法で廃棄物を捨てた場合は、不法投棄罪が成立する場合があります。

こんな事例も・・・

一般廃棄物と偽って、市町村の一般廃棄物処理施設に産業廃棄物を投入した事業者を不法投棄罪で検挙



(2) 違法焼却（野焼き）

例外を除いて、**廃棄物の焼却は禁止**されています。

野焼きは、**煙、すす、悪臭**により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、**火災の原因**になったり、**有害物質発生の原因**になります。

<例外>

- ①廃棄物処理法に基づくごみ焼却施設での焼却
- ②他の法令に基づく焼却（家畜伝染病予防法に基づく焼却等）
- ③公益上・社会習慣上やむを得ない焼却で周辺地域への生活環境に影響が軽微なもの
 - ・震災・風水害等災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ・風俗習慣上又は宗教上の行事で必要な廃棄物の焼却（どんと焼き等）
 - ・農林漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（稲わら、森林伐採後の枝等）



※例外の焼却で、一般ごみを合わせて焼却することはできません。

不法投棄・違法焼却の罰則

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、あるいはその両方

※法人の場合は、罰金3億円までの加重あり。未遂罪も罰せられます。

野焼きが原因の火災が多発!!

大空町でも今年度に入って野焼きが原因の火災が**5件発生**しています。

例外の規定に基づいて廃棄物を焼却する場合は、あらかじめ消防に連絡してください。

○『火災とまぎらわしい煙又は、火災を発生する恐れのあるとき』は、消防に届出が必要です。

○火入れ（焼却）は、風速・湿度等を考慮し、延焼しないように心がけてください。